

令和 10 年 内水面漁場計画の切替えについて

【概要】

改正漁業法により、都道府県知事は5年ごとに内水面漁場計画を定めることになりました（漁業法第67条）。

共同漁業権の免許は10年間なので、その中間年に内水面漁場計画を作成することとなります。現在の免許期間は令和5～15年であり、令和10年に初めて中間年の内水面漁場計画を作成することになります。

【必要な要件または手続き】

内水面漁場計画は、主に以下の要件や手続きが必要です。

※海区漁場計画に係る規定を、内水面漁場計画に読み替えています（第67条第2項）。

- ① 水産資源の持続的な利用や内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように作成する（第63条第1項）。
 - ・ 漁場基点調査、漁業権者への実態調査及び意向調査
 - ・ 隣県との協議
 - ・ 河川管理者との協議
- ② 適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定する（第63条第2項）。
 - ・ 「適切かつ有効に活用」の判断は、別紙チェックシートを用いる
- ③ 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴き、聴取した意見を検討し、その結果を公表する（第64条第1～2項）。
- ④ 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴く（第64条第4項）。
- ⑤ 内水面漁場管理委員会は、内水面漁場計画の案について意見を述べようとするとき、公聴会を開き、利害関係人の意見を聴く（第64条第5項）。
- ⑥ 都道府県知事は、内水面漁場計画を作成したときは、当該内水面漁場計画の内容を公表する（第64条第6項）。

【今後のスケジュール】

現在想定しているスケジュールは資料1－2のとおりです。

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日
部署及び担当者氏名：

内水面漁業用

チェック項目		合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)	判断の根拠となる指標の例	判断の根拠となる証書類等の例 (※証書類等については電子的に 処理されたものを含む)
1 資源管理の状況等の報告						
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている					・資源管理の状況等の報告が提出されている。 ・報告内容に漏れがない。	・資源管理の状況等の報告
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している(注1)					・資源管理の状況等の報告の報告事項について、漁業権者として、前回の報告以降の期間における状況を把握しており、県からの質問に対して回答することができる。	・現地調査、聞き取り内容
2 適切な判断基準						
(1) 漁業関係法令を遵守している					・前回のチェック以降、漁業関係法令の違反がない。 ・(団体漁業権の場合) 組合員に対して必要な指導を行っている。 【第5種共同漁業権の場合】 ・増殖指針にそって計画的に増殖事業を実施している。 ・組合員以外の者(以下「遊漁者」という。)の水産動植物の採捕を制限する場合は遊漁規則を定めている。 ・見回り等を行い遊漁者に対して必要な指導を行っている。	・資源管理の状況等の報告 ・県の保有する記録・情報 ・現地調査、聞き取り内容 【第5種共同漁業権の場合】 ・増殖指針 ・増殖事業の報告(種苗購入履歴) ・遊漁規則 ・遊漁券販売記録
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している					・法第72条第1項各号に該当しない。 ・(団体漁業権の場合) 法第72条第2項各号に該当する。	・県の保有する記録・情報 ・現地調査、聞き取り内容
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である					・他の組合員等の操業や養殖に著しい支障を及ぼす方法で漁具を使用・設置していない。 ・(団体漁業権の場合) 漁業権行使規則に従って漁具を使用・設置している。 ・養殖において、薬品の使用に当たって用法・用量や薬品の使用の禁止期間等を遵守している。	・漁業権行使規則 ・現地調査、聞き取り内容 ・水産用医薬品の使用記録票(飼育管理アプリのデータを含む) ・県の保有する記録・情報
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる					・組合員等から漁場に関する問題が提起されていない。 ・組合員等から漁場に関する問題が提起されているが、その内容に合理的な理由が認められない、又は行政の指導に対して誠実に対応しているなど、解決に向けて取り組んでいる。 【第5種共同漁業権の場合】 ・遊漁者から漁場の使用に関する問題が提起されていない。 ・遊漁者から漁場に関する問題が提起されているが、その内容に合理的な理由が認められない、又は行政の指導に対して誠実に対応しているなど、解決に向けて取り組んでいる。	・現地調査、聞き取り内容 ・県の保有する記録・情報
(5) 資源管理を適切に実施している					・禁漁期間・区域の設定等の自主的な取組を遵守している。 【第5種共同漁業権の場合】 ・遊漁者に対して、遊漁規則等に基づく禁漁等について徹底するよう指導している。	・漁業権行使規則 ・遊漁規則 ・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、聞き取り内容
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)					・養殖漁場の改善を図るための措置(養殖密度の遵守等)をとっている。 ・養殖漁場の水域調査を行っている。	・漁場改善計画 ・現地調査、聞き取り内容 ・養殖日誌その他の養殖に関する記録書面
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない					・漁業時期以外に、漁具・養殖施設を放置していない。 ・漁場に漁具・養殖施設を投棄していない。	・現地調査、聞き取り内容 ・県の保有する記録・情報
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない					・法令で認められる場合以外の場合において、漁業活動でダイナマイト等の爆発物を使用していない。 ・通常の漁業活動では想定されない、危険を及ぼすと認められるものを使用していない。	・現地調査、聞き取り内容
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない					・過密養殖に起因すると考えられる魚病の発生、窒息死等を頻繁に発生させていない。 ・過剰給餌に起因すると考えられる水質・底質の汚染、魚病の発生等を頻繁に発生させていない。	・現地調査、聞き取り内容 ・養殖日誌その他の養殖に関する記録書面
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない					・毒物、水産用医薬品、漁網防汚材、油といった有害物質を、本来の使用目的以外で故意に流出させていない。 ・漁場環境に影響を与える物質を故意に流出させていない。	・現地調査、聞き取り内容 ・水産用医薬品の使用記録票 ・県の保有する記録・情報
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている					・魚病の蔓延が想定された場合には、試験研究機関等に連絡して指示を仰ぎ、その指示に従い養殖魚の移動の制限やへい死魚の処分等を行っている。 ・甚大な被害を抑えるため、養殖魚に対し必要なワクチン接種を行っている。	・現地調査、聞き取り内容 ・養殖日誌その他の養殖に関する記録書面 ・県の保有する記録・情報
(12) その他						
3 有効の判断基準						
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)					・合理的な理由がある期間を除き、漁業時期の概ね2/3程度以上を活用して操業や養殖を行っている。	・資源管理の状況等の報告 ・販売伝票(水揚げ状況、遊漁券販売記録) ・現地調査、聞き取り内容
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)					・周囲の漁場と比べ、養殖密度が著しく低くない。 ・自身の漁場における養殖魚の飼育状態(養殖密度)について、合理的に説明することができる。	・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、聞き取り内容 ・養殖日誌その他の養殖に関する記録書面
(3) 漁場の全てを利用している(注4)					・漁場の利用状況について、合理的に説明することができる。 ・漁業権行使規則に基づき使用可能な漁場の区域に、生簀や筏を十分に設置している。 ・漁業権行使規則及び遊漁規則(定めている場合)に基づき、有効な漁場の利用が図られている。	・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、聞き取り内容 ・漁業権行使規則 ・遊漁規則
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている					・生産量等の項目を含む漁業の生産活動等に関する計画書を作成しており、当該計画書に基づき自らの事業を評価している。	・事業計画書 ・業務報告書 ・資源管理の状況等の報告
(5) その他						
4 評価		問題なし/問題あり				
評価理由	・・・					

※ チェックの際、対象としない項目については斜線を引くなどする。
 ※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
 (注1) 都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。
 把握・確認をしていない場合、法第176条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。
 (注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
 (注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
 (注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の修繕を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
 (注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。